

相続問題

問題① AさんにはXとYの二人の息子がいます。

X:同居していますが仕事もせず、パチンコをしては、Aさんに暴力をふるって、金をせびります。

Y:別居していますが、給料の中から毎月Aさんに仕送りをしています。

Aさんは土地建物を所有していますが、遺産はこれしかありません。
Xには絶対に相続させたくないのですが、どうしたらよいでしょうか。

自由記入欄

問題② Aさんには、長男Xと長女Yがいます。

- 1 先日、Xから、土地建物を全部自分に相続させる遺言を作成するよう強迫され、仕方なく、公証役場で遺言を作ってしまった。
取り消したいのですがどうしたらよいでしょうか。
- 2 取り消す前にAさんは亡くなってしまいました。Yさんはどういう主張が可能でしょうか。

自由記入欄

- I 相続とは、承継（相続人の範囲と相続の効力 特別縁故者）と分割（法定相続分）という 相反する手続き
- II 家督相続との違い
- III 戦後相続法は生まれてまだ70年 新たな判例がどんどん生まれる可能性
- IV 個人の意思の自由（遺言）と残された者との利益の調整（遺留分）